

備考

申請者は、*印の欄には記入しないこと。

登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。

「変更年月日」の欄は、最初の には元号のコードとして「H」を記入するとともに、 に数字を記入するにあたっては、空位の に「0」を記入すること。

氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も、姓と名の間に1文字空けて左詰めで記入すること。

「住所市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により該当する市区町村のコードを記入すること。

「住所」の欄は、 により記入した住所市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）

霞	が	関	2	1	3
---	---	---	---	---	---

「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）

0	3	5	2	5	3	8	1	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、

9	9	0	0	0
---	---	---	---	---

 と記入すること。

「本籍」の欄は、 により記入した本籍市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号、住所番号等を、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）

霞	が	関	式	丁	目	壹	番	参	号
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記入すること。

「免許証番号」の欄は、免許権者については、下記 の表より該当するコードを記入すること。

ただし、免許権者が北海道知事である場合には、51～64 のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）イに従うこと。また、変更後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例） ア

0	0
---	---

 (5)

1	0	0
---	---	---

 [国土交通大臣(5)第100号の場合]

イ

9	9
---	---

 ()

5	0
---	---

 [国土交通大臣届出第50号の場合]

00	国土交通大臣	16	富山県知事	32	島根県知事	51	北海道知事(石狩)
		17	石川県知事	33	岡山県知事	52	北海道知事(渡島)
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	53	北海道知事(檜山)
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	54	北海道知事(後志)
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	55	北海道知事(空知)
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	56	北海道知事(上川)
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	57	北海道知事(留萌)
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	58	北海道知事(宗谷)
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	59	北海道知事(網走)
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	60	北海道知事(胆振)
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	61	北海道知事(日高)
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	62	北海道知事(十勝)
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	63	北海道知事(釧路)
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	64	北海道知事(根室)
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事		
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		

〔その他注意事項及び添付書類〕

1. 2部を勤務地または住所地を管轄する土木事務所へ提出する。なお、県外居住者は、県庁不動産取引室に送付。
 2. 氏名・本籍の変更の場合は戸籍抄本、県外への住所変更においては住民票の抄本を添付する。
 3. 勤務先の変更の場合、退任するときは、退職証明書等を添付すること。
 4. 勤務先の組織変更、商号又は名称変更の場合も提出すること。
 5. 宅地建物取引主任者証の交付を受けている人について、氏名の変更または氏名と住所がともに変更する場合は、主任者証の書換え交付申請書（様式第七号の四）を社団法人静岡県宅地建物取引業協会へ提出すること。
住所のみ変更する場合は、主任者証を最寄りの土木事務所へ提出すること（住所裏書き処理）。
- なお、県外居住者が住所のみを変更する場合は、主任者証に、290円分の切手を貼付し返信先を記載した定型封筒（返信用）を同封して県庁不動産取引室に送付すること。